

「団地の寺子屋」会則

(名称)

第1条 この会は、「団地の寺子屋」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、代表世話人宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、傾聴、認知症予防、介護予防等に関する活動（事業）を行うことにより、もって地域での生きがいつくりのけん引役となることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために地域福祉活動「団地の寺子屋」を行い次の事業を実施する。

- (1) 「団地の寺子屋」の高齢者利用者さんたち向けの傾聴・認知症予防・介護予防等に関する活動
- (2) 「団地の寺子屋」の地域孫利用者さん、地域孫の保護者利用者さんと高齢者利用者さんたちが活動を共にすることを通して高齢者とこども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進める活動

(会員)

第5条 この会の会員は、会の目的に賛同し世話人として入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表世話人に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 この会の運営は寄付金をもって行い会費は徴収しない

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表世話人に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 本人の動静が1年以上不明のとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表世話人
- (2) 副代表世話人
- (3) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表世話人は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 代表世話人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表世話人が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会の設立は平成26年9月30日とし、この会則は平成26年9月30日から施行する。

平成27年2月20日 改訂

平成27年5月15日 改訂

平成30年6月15日 改訂